

アルコール健康障害対策推進基本計画（第3期）（基本的施策等）の取組状況（令和8年9月末時点）

資料2－3

1. 教育の振興等

（目標）

国民一人一人がアルコール健康障害を「我が事」と認識できるよう、飲酒による身体等への影響の年齢・性別・体質等による違いや、飲酒に伴う疾病・行動などのリスクに関するきめ細かな啓発の推進や、国民の間でのアルコール依存症に関する適切な認識の普及を目標として、以下の施策を実施する。

基本計画	府省庁名	取組
（1）学校教育等の推進 ①小学校から中学校、高等学校における教育		
○学校教育において、アルコールが心身の健康や、社会に及ぼす影響などを発達段階に応じて正しく認識させること等によって、20歳未満の段階では飲酒をしないという判断力や態度、生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を養う。	文部科学省	○学校における飲酒防止の指導に関しては、学習指導要領に基づき、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科を中心に学校のエデュケーション全体を通じて行っている。 ・都道府県教育委員会等に対し、飲酒や喫煙、薬物乱用が健康に与える影響等、様々な健康課題について総合的に解説した啓発教材、及び、喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料を周知した。
○学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議等の場において、アルコールが心身の健康や社会に及ぼす影響及びアルコール依存症当事者やその家族に対する相談支援のガイドライン等について、周知する。	文部科学省	○教職員、教育委員会関係者、学校薬剤師、学校医、学校歯科医等を対象とした「全国学校保健・安全研究大会」、「学校環境衛生・薬事衛生研究大会」を開催し、アルコールが心身の健康や社会に及ぼす影響等を含む飲酒防止教育に関する研究協議を行った。
	厚生労働省	○依存症に関する調査研究事業において、令和8年度に「アルコール問題をもつ人の家族への支援にかかる好事例等を活用した相談支援のガイドラインの作成」（実施主体：国立病院機構久里浜医療センター）を実施し、ガイドライン作成に向けた検討を開始した。
（1）学校教育等の推進 ②大学等における取組の推進		
○大学等の教職員が集まる会議等において、飲酒に伴うリスク、アルコールハラスメント、20歳未満の者の飲酒防止及びアルコール依存症当事者やその家族に対する相談支援のガイドライン等を周知することで、各大学等における入学・進級時のガイダンスや研修等により学生・教職員に正しい知識等の普及を図る等、各大学等における取組を促す。	文部科学省	○大学等の学生支援担当の教職員を対象とした会議（R7年度：16回）で説明を行ったほか、すべての大学、短期大学、高等専門学校に対し、学生の飲酒と事故の防止に係る啓発及び指導の徹底について文書で依頼するなど様々な機会を通じて、飲酒に伴うリスクの啓発やアルコールハラスメント、20歳未満の者の飲酒防止等についての、各大学等におけるガイダンスや研修等により学生・教職員に正しい知識等の普及を図る等の取組を促すため、必要な周知を実施した。
	厚生労働省	○依存症に関する調査研究事業において、令和8年度に「アルコール問題をもつ人の家族への支援にかかる好事例等を活用した相談支援のガイドラインの作成」（実施主体：国立病院機構久里浜医療センター）を実施し、ガイドライン作成に向けた検討を開始した。

基本計画	府省庁名	取組
(1) 学校教育等の推進 ③医学・看護・福祉・介護・司法等の専門教育		
○大学における医学教育においては、基本法の趣旨を踏まえ、医学教育モデル・コア・カリキュラムに治療等を含め位置付けられているアルコール依存症に関する教育などについて各大学に周知し、啓発等の取組を促す。	文部科学省	○全国の医学部長等が集まる会議において、医学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容とアルコール依存症に関する教育の充実について周知を行っており、引き続き実施する予定。
	厚生労働省	○「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を文部科学省に共有した。アルコール関連問題啓発週間に合わせて、「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」の紹介動画を公表し、関係省庁を通じ幅広く周知する予定。
○その他の医療、福祉等関連分野についても、基本法の趣旨を踏まえ、各種資格の養成課程の教育内容に、アルコール依存症の問題に加え、専門職として学ぶべき基盤である倫理等の内容を位置付けること等を推進するとともに、関係教育機関に必要な周知を行う。	文部科学省	○その他医療関連分野では、代表的なものとして以下の取組を実施している。 ・全国の看護部長等が集まる会議において、看護学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容とアルコール依存症に関する教育の充実について周知を行っており、引き続き実施する予定。 ・全国の薬学部長等が集まる会議において、薬学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容とアルコール依存症に関する教育の充実について周知を行っており、引き続き実施する予定。
	厚生労働省	○看護職については、保健師助産師看護師国家試験出題基準においてアルコール依存症対策や看護における倫理に関する項目が含まれており、看護職として具有すべき基本的な知識及び技能として位置づけている。 ○社会福祉士及び精神保健福祉士の養成カリキュラムでは、アルコール依存症に関する認識が円滑に進むよう複数の科目において、心の健康や社会問題といった視点でアルコール依存症について学習している。
(1) 学校教育等の推進 ④自動車教習所における周知		
○飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底する。	警察庁	○「指定自動車教習所の教習の標準について（通達）」（令和7年10月24日付け警察庁丙運発第572号）において ・教習項目（運転者の心得）の教習内容に「酒気帯び運転の禁止」 ・教習項目（人間の能力と運転）の教習項目に「飲酒が及ぼす影響等」を必修事項として示し、その履行について自動車教習所を指導した。

基本計画	府省庁名	取組
(2) 家庭に対する啓発の推進		
○20歳未満の者の飲酒を防止するための家庭における取組に資するよう、当該者の飲酒に伴うリスク等を示した保護者向けの啓発資材を周知し、その活用を図る。	文部科学省	○20歳未満の者の飲酒を防止するための家庭における教育に資するよう、厚生労働省作成の保護者向けの啓発リーフレット「こどもにお酒を飲ませてはいけない～20歳未満の者の飲酒を防ぐために～」を文部科学省HP上に掲載している。
	厚生労働省	○未成年者の飲酒を防止するための家庭における教育に資するよう、保護者向けの啓発リーフレット「こどもにお酒を飲ませてはいけない～20歳未満の者の飲酒を防ぐために～」をHP上で掲載している。
(3) 職場教育の推進		
○交通労働災害の防止の観点から、講習等の機会を活用し、飲酒による不適切な状態での動作や判断によって事故や事件を招いてしまう行為などの飲酒に伴うリスクについて、より一層の理解が進むよう事業者を取組を促す。	厚生労働省	○事業者に対する講習等の機会を活用し、点呼時の飲酒確認の実施や、新規運転者の雇い入れ時等の教育で「飲酒による運転への影響に関する事項」を含む教育の実施を定める「交通労働災害防止のためのガイドライン」を周知し、飲酒に伴うリスクのより一層の周知を事業者に促した。
○運輸事業における乗務員等の酒気帯り乗務の防止のため、飲酒禁止基準による規制・指導等を適確に実施するとともに、講習・セミナー・マニュアル等を通じ、アルコールに関する基礎知識やアルコール依存症に関する理解等について周知・指導を行う。また、乗務前のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯りの有無の確認等について、更なる徹底を図るとともに、各交通機関の特性に応じて、事業者への情報提供等により、アルコール・インターロック装置の普及促進を図る。	国土交通省	<p>【鉄道モード】</p> <p>○運転士に対して、酒気を帯びた状態での列車等の乗務を禁ずるとともに、乗務前後に対面やアルコール検知器により酒気帯りの有無の確認をすることが法令等で定められている。また、酒気を帯びた状態で列車を操縦した事実が認められれば、事故の有無に限らず、当該運転士の運転免許の取消処分をすることとなっている。</p> <p>○酒気帯りの有無の確認の記録等については、定期的に実施する監査等の機会を捉えてその実施状況を確認（令和6年度は計67回実施）し、必要に応じて改善指導を行う。</p> <p>【自動車モード】</p> <p>○飲酒運転に係る警察からの通報や報道等を踏まえて、通達の発出、事業者に対する監査及び違反内容に応じた行政処分等を実施している。</p> <p>○全国で開催される自動車運送事業者等を対象とした自動車事故防止セミナーや各種講習会等において、国土交通省の担当官などからアルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等について周知を行っている。</p> <p>○運転者の飲酒が原因となる交通事故を防ぐために自動車運送事業者が取り組むべき内容やアルコールが身体に及ぼす影響、アルコール依存傾向の強い運転者に関する症状の把握や治療の必要性についてまとめた「飲酒運転防止マニュアル」及び運行管理者や運転者に法令を正しく理解させ、飲酒運転防止に対する意識を向上させることを目的に、アルコールチェックに関する留意点をまとめたリーフレットにより、アルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等について周知を行っている。</p> <p>○先進安全自動車（ASV）の普及促進に関する事業者との連携や情報提供の機会を通じて、アルコール・インターロック装置を含む安全対策技術に関する情報共有を実施した。あわせて、ASV導入支援において当該装置を補助対象装置として位置づけ、事業用自動車の新車購入時の導入支援を行うなど、アルコール・インターロック装置の普及促進に取り組んでいる。</p> <p>【海運モード】</p> <p>○海運分野においても飲酒に係る不適切事案が発生していたことから、令和元年9月にアルコール検知器を用いた検査体制の導入を義務づけ、定期的に実施する監査等の機会を捉えて、アルコール検査実施体制について確認し、必要に応じて改善指導を行っている。</p> <p>○酒気帯り操船防止のガイダンス（アルコールに関する基礎知識や飲酒基準等）を国土交通省HPに掲載し、周知を行っている。</p> <p>【航空モード】</p> <p>○平成30年10月末以降、航空従事者の飲酒に係る不適切事案が相次いで発生したことを踏まえ、平成31年1月から令和元年7月にかけて厳格な飲酒基準を策定するとともに、監査等を通じて国内航空会社に対し、飲酒検査体制の強化、アルコール教育の適切な実施及び組織的な飲酒傾向の把握等の定着が図られるよう指導・監督を実施してきている。</p> <p>○指定航空身体検査医及び操縦士の健康管理を行う乗員健康管理医及び乗員健康担当者を対象とした講習会において、国土交通省の担当官より、アルコールに関する基礎知識や飲酒基準に関して周知を行った。（※令和7年度講習会には指定航空身体検査医（82人）及び操縦士の健康管理を行う乗員健康管理医（29人）及び乗員健康担当者（118人）が参加）</p>
(4) 広報・啓発の推進 ①飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進		

基本計画	府省庁名	取組
○国民一人一人がアルコールに関連する問題への関心と理解を深め、自らの予防に必要な注意を払って不適切な飲酒を減らすようにするため、飲酒ガイドラインについて分かりやすい広報資材を作成し、広く国民に周知する。	厚生労働省	○アルコール関連問題啓発週間に合わせて、「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」の紹介動画を公表し、関係省庁を通じ幅広く周知する予定。
○アルコール関連問題啓発週間等の機会を通じ、飲酒すべきではない者、女性や若年者、高齢者等の特有の影響に留意すべき者など、飲酒に伴うリスクについて、対象に応じた正しい知識を普及し、不適切な飲酒の防止を図る。	厚生労働省	<p>○アルコール関連問題啓発週間に合わせて以下の取組等を実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール関連問題啓発ポスターを作成し、地方自治体の他、関係府省庁協力のもと配布 ※令和８年度アルコール関連問題啓発ポスター配付部数：約2.7万部 ・YouTube動画「こころCafe ～依存症を語りあう夜～」の配信 ・「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」の紹介動画の公表 <p>○アルコール健康障害を含む依存症について啓発事業「依存症の理解を深めるための普及啓発」を展開し以下の取組等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地会場やYouTubeにおいて普及啓発イベントを開催 ※令和７年９月27日 依存症当事者たちと語るトークイベント 依存症の理解を深めよう 回復を応援し、受け入れる社会へ 令和７年11月10日 YouTube動画「こころCafe ～依存症を語りあう夜～」＃１ アルコール依存症を語ろう 令和７年11月15日 YouTube動画 THE インタビュー「依存症のリアル」＃1 アルコール編 令和８年３月24日 YouTube動画「こころCafe ～依存症を語りあう夜～」＃5 依存症と向き合う社会へ 令和８年３月27日 YouTube動画 THE インタビュー「依存症のリアル」＃5 若者と依存症編 令和８年7月31日 アエラボcafe “やめたくてもやめられない”はどこからが病気なの？ 他人事ではない依存症と偏見について考えよう 令和８年11月 YouTube動画「こころCafe ～依存症を語りあう夜～」 ・HPやSNSを活用した情報提供 ・インターネット特設サイトでの依存症を理解するためのマンガや動画など情報提供 <p>○依存症対策全国センターＨＰにおいて、依存症についての理解を深めるための情報を提供 ※令和６年度アクセス件数：917,450件（令和７年２月末時点）→令和7年度アクセス数：676,445人、令和8年度9月末時点：340,699人</p> <p>○依存症対策地域支援事業（普及啓発・情報提供事業）により、都道府県等における普及啓発の実施を支援 ・実施自治体数：68自治体（アルコールを含む普及啓発を集計）（令和７年度）</p> <p>○「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」において、女性や若年者、高齢者等の飲酒による身体等への影響などを盛り込み、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進を図った。</p>
	警察庁	○「20歳未満飲酒防止強調月間」（４月）、「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（７月）に合わせて、関係機関・団体と連携した啓発活動を実施した。
	国税庁	<p>○20歳未満飲酒防止強調月間にあわせて広報ポスターを作成し、関係省庁及び各業界団体と協力し酒販店の店頭のほか、学校、保健所、警察署及び税務署等に広報ポスターを掲示するなど広報・啓発活動を実施した。（配付枚数：約21万部）</p> <p>○小売酒販組合が主催する「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国キャンペーン」やビール酒造組合が実施している「STOP!20歳未満飲酒」プロジェクトといった酒類業団体主催の啓発活動についても国税庁をはじめ行政機関が後援するなど官民一体となって実施した。</p>

基本計画	府省庁名	取組
○飲酒に伴うリスクに関する指標等を、飲酒すべきではない者、女性や若年者、高齢者などの対象者による相違の観点も含めて整理し、その他のアルコール関連問題に関する正しい知識が普及するよう、飲酒ガイドラインの活用などによる啓発活動を推進する。	厚生労働省	○令和6年度から開始した「健康日本21（第三次）」で基本方針や説明資料を公表した。飲酒領域については、引き続き「生活習慣病（NCDs）のリスクを高める量を飲酒している者の減少」を目標に設定した。（健康課） ○アルコール関連問題啓発週間に合わせて、「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」の紹介動画を公表し、関係省庁を通じ幅広く周知する予定。
○飲酒習慣ががん・循環器疾患をはじめとする生活習慣病や睡眠に及ぼす影響、職場での労働生産性に及ぼす影響など、アルコール関連問題に関する情報を職域・地域を含む社会全体に対し周知するため、飲酒ガイドラインの分かりやすい広報資材などを作成する。	厚生労働省	○生活習慣病予防のための健康情報サイトe-ヘルスネット内で、引き続き飲酒と生活習慣病やライフサイクル、社会問題との関係について、情報提供を行った。（健康課） ○アルコール関連問題啓発週間に合わせて、「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」の紹介動画を公表し、関係省庁を通じ幅広く周知する予定。 ○職域で活用可能な資材の作成について準備を進めた。令和8年度中にHP等で公開し、広く企業等に周知する予定。
○地方公共団体等において、子育て（妊産婦）支援や高齢者支援施策と連携し、女性及び高齢者に係るアルコール関連問題の観点から、アルコール健康障害に関する普及啓発や周知を推進する。	厚生労働省	○「アルコール関連問題啓発週間」についてインターネット特設サイトやSNS等を通じて発信するほか、「依存症の理解を深めるための普及啓発事業」において啓発動画やイベントの開催など、社会全体に対してアルコール関連問題に関する情報提供、普及啓発を実施した。 ○生活習慣病予防のための健康情報サイトe-ヘルスネット内で、引き続き飲酒と生活習慣病やライフサイクル、社会問題との関係について、情報提供を行った。（健康課）
	こども家庭庁	○プレコンサポーター養成講座やプレコンDictionaryにおいて、普及啓発を行っている。 ○こども家庭庁の母子健康手帳情報支援サイトにおいて、妊娠中や授乳中の飲酒のリスクについて情報を提供している。
○アルコール健康障害に関する知識や認識等に関する幅広い現況調査を実施する。	厚生労働省	○国民一般におけるアルコール健康障害に関する知識や認識等に関する調査を検討中。

基本計画	府省庁名	取組
(4) 広報・啓発の推進 ②アルコール健康障害に関する正しい知識・理解の啓発の推進		
○国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携して、アルコール健康障害について、以下の3点に重点を置いた啓発を実施する。 (i) アルコール依存症は、本人の意思の弱さによるものではなく、飲酒をしていれば、誰でもなる可能性があること、飲酒をコントロールできなくなる精神疾患（脳の病気）であること、家族等の周囲にも影響を及ぼすこと及び治療や断酒に向けた支援を行うことにより十分回復しうること	厚生労働省	○アルコール関連問題啓発週間や、依存症の理解を深めるための普及啓発イベントにより、マスメディア、自助グループとの連携や、インターネット・SNS（依存症なび）の活用も含めて、アルコール関連問題に関する普及啓発を実施した。同普及啓発イベントでは、アルコール依存症からの回復を経験した当事者が登壇し、体験談の発表等を通じて、依存症に対する正しい理解の促進や偏見・誤解の解消に向けた普及啓発を行った。また、依存症の理解を深めるための普及啓発事業 インターネット特設サイトにおいて、アルコール依存症は本人の意志の弱さではなく誰でもなる可能性があること、治療をすることで回復しうること、などを漫画や動画を掲載して啓発している。 併せて、依存症に対する治療・回復支援への応援の意思を表明する象徴として、シンボルマーク「Butterfly Heart」の普及を実施した。 ○厚生労働省ホームページ内「依存症についてもっと知りたい方へ」において、依存症に関する正しい知識として「本人や家族が苦痛に感じている」「依存対象を大事にしすぎること、自分や家族の生活に不都合が生じる」などの依存症の症状を掲載し、当事者や家族が早期に依存症問題に気づくことができるような情報を提供している。 ○アルコール関連問題啓発週間に合わせて、「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」の紹介動画を公表し、関係省庁を通じ幅広く周知する予定。
(ii) アルコール依存症の当事者やその家族がアルコール依存症の問題に気付くことができるような、アルコール依存症の初期症状等の情報	厚生労働省	
(iii) 飲酒ガイドラインの内容（飲酒による身体等への影響や過度な飲酒による影響等） ※ 啓発に際しては、マスメディアとの連携やSNSの活用等により、訴求力の高い取組の展開を図る。また、不適切な飲酒習慣を持つ者が、その飲酒習慣を改める機会となることも視野に入れるとともに、自助グループ等と連携し、アルコール依存症の回復者が体験談の講演等を行う社会啓発活動の活用を図る。なお、生活習慣病のリスクを高める量（1日当たりの純アルコール摂取量：男性40g以上、女性20g以上）は、個々人の許容量を示したものではない点に留意が必要である。	厚生労働省	

基本計画	府省庁名	取組
(4) 広報・啓発の推進 ③地方公共団体、関係団体、事業者等との連携による社会全体での取組		
○20歳未満の者や妊産婦の飲酒を防止するため、地方公共団体、関係団体、事業者等と連携し、社会全体で、飲酒が20歳未満の者や胎児性アルコールスペクトラム障害（FASD）など胎児・乳児へ及ぼす影響に関する正しい知識の普及に取り組む。	厚生労働省	○生活習慣病予防のための健康情報サイトe-ヘルスネット内で、FASDや若者の飲酒と健康との関係などの情報提供を行った。
	こども家庭庁	○プレコンサポーター養成講座やプレコンDictionaryにおいて、普及啓発を行っている。 ○こども家庭庁の母子健康手帳情報支援サイトにおいて、妊娠中や授乳中の飲酒のリスクについて情報を提供している。
	警察庁	○「20歳未満飲酒防止強調月間」（4月）、「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（7月）に合わせて、関係機関・団体と連携した啓発活動を実施した。
	国税庁	○20歳未満飲酒防止強調月間に合わせて広報ポスターを作成し、関係省庁及び各業界団体と協力し酒販店の店頭のほか、学校、保健所、警察署及び税務署等に広報ポスターを掲示するなど広報・啓発活動を実施した。（配付枚数：約21万部） ○小売酒販組合が主催する「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国キャンペーン」やビール酒造組合が実施している「STOP!20歳未満飲酒」プロジェクトといった酒類業団体主催の啓発活動についても国税庁をはじめ行政機関が後援するなど官民一体となって実施した。
	文部科学省	○地方公共団体、学校、NPO法人等の関係団体と連携し、各地域において依存症予防教室を開催予定。
○アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の防止に資するため、地方公共団体、関係団体、事業者等と連携し、社会全体で、飲酒が身体運動機能や認知機能に及ぼす影響や、飲酒の結果、理性の働きが抑えられること等の正しい知識の普及に取り組む。	厚生労働省	○アルコール関連問題啓発週間に合わせて以下の取組等を実施予定 ・アルコール関連問題啓発ポスターを作成し、地方自治体の他、関係府省庁協力のもと配布 ※令和8年度アルコール関連問題啓発ポスター配付部数：約2.7万部 ・YouTube動画「こころCafe ～依存症を語りあう夜～」の配信 ・「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」の紹介動画の公表 ○厚生労働省HPのアルコール健康障害対策のページにおいて、「アルコールと認知症」「飲酒と事故」「アルコールとうつ、自殺」について依存症専門医に解説していただき、正しい知識が普及するよう取り組んだ。 ○アルコールによる健康障害、アルコールと社会問題などについて、生活習慣予防のための健康情報サイトe-ヘルスネットにおいて情報提供を行った。（健康課）

2. 不適切な飲酒の誘引の防止

(目標)

国、地方公共団体及び酒類関係事業者が連携し、社会全体で、不適切な飲酒の誘引を防止することを目標として、以下の施策を実施する。

基本計画	府省庁名	取組
(1) 広告		
○酒類業界は、不適切な飲酒を誘引することのないよう、広告・宣伝に関する自主基準について、業界内での周知徹底を図り、遵守を継続するとともに、酒類の交通広告については、特段の配慮を行い、状況に応じて自主基準の見直しを行う。 また、20歳未満の者の飲酒の誘引防止の観点から、企業のホームページにおいて、年齢認証等の導入に努めていく。 さらに、電子広告などの新たな広告媒体においても、20歳未満の者や妊産婦などの飲酒すべきでない者及びアルコール依存症の当事者に対して飲酒を誘引しないよう特段の配慮を行う。	国税庁	○酒類業界において、広告・宣伝に関する自主基準（酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準）を改正し、テレビ広告における注意表示の識別可能性の向上を図るとともに、当該改正内容について周知徹底を図るなど、不適切な飲酒を誘引することのないよう取り組んだ。 ○酒類製造者等において、自社の商品紹介を行うホームページにアクセスする際の年齢認証等を導入している。
○国は、広告等が依存症である者にどのような影響を与えるのかについて科学的知見の集積を図り、酒類業界は、知見を踏まえて必要な取組を検討する。	厚生労働省	○依存症に関する調査研究事業にて、令和4年度から令和8年度に「広告等が依存症者に与える影響に関する調査」（実施主体：国立病院機構久里浜医療センター）を実施している。これまで、アルコールの広告等が依存症者に与える影響について、精神医学、生理学、心理学、認知科学などを専門とする研究者が先行研究や実態を調査するなど、さまざまな観点から、現状の問題点を明らかにするための調査研究を行った。
	国税庁	○厚生労働省が実施する調査研究等を踏まえ、必要な取組を検討する。

基本計画	府省庁名	取組
(2) 表示		
○酒類業界は、20歳未満の者の飲酒防止の観点から、酒類と清涼飲料との誤認による不適切な飲酒を誘引することのないよう、引き続き、低アルコール飲料の酒類の容器に表示している「酒マーク」の認知向上を図る。	国税庁	○酒類と清涼飲料との誤認による不適切な飲酒を防ぐため、酒類の容器に表示している「酒マーク」を関係する組合・企業のホームページにおいて周知するなど、認知向上を図っている。
○酒類業界は、いわゆるストロング系アルコール飲料の普及状況や、飲酒ガイドラインの内容、活用・周知の状況や業界内での合意事項も踏まえ、酒類の容器へのアルコール量の表示の取組を推進する。	国税庁	○酒類業界において、広告・宣伝に関する自主基準（酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準）を改正し、酒類の容器へのアルコール量表示のルールを定めた。
(3) 販売		
○酒類業者に対し、20歳未満の者への販売の禁止の周知を徹底するとともに、酒類の特殊性とリスクについての知識の習得を含め、適正な販売管理の確保が図られるよう、酒類販売管理研修の定期的な受講を引き続き強く促す。また、20歳未満の者の飲酒防止、飲酒に起因する各種の事件、事故、トラブルの防止や、泥酔者等への酒類販売防止等の社会的要請への対応が困難な無人店舗での酒類販売を行わないよう、酒類業者への指導を継続する。 なお、酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた「酒類の公正な取引に関する基準」（平成29年国税庁告示第2号）等にとり販売価格を設定することが望まれる。	国税庁	○20歳未満の者の飲酒防止など酒類の適正な販売管理等を図るため改正された酒税法等により義務化した酒類販売管理研修の受講及び定期受講（3年毎）について、受講対象者に個別に受講案内を実施するなど、確実な受講を促した。 ○飲酒に起因する各種の事件、事故、トラブルの防止や、泥酔者等への酒類販売防止等の社会的要請への対応が困難な無人店舗での酒類販売を行わないよう、酒類業者に対し指導を行った。 ○「酒類の公正な取引に関する基準」の周知・啓発に努めるとともに、総販売原価割れ販売等の取引を行った酒類業者に対し指示・指導等を実施した。
○酒類を販売又は供与する営業者による20歳未満の者への酒類販売・供与について、指導・取締りを徹底する。	警察庁	○酒類の販売店において、20歳未満の者に対する酒類の販売防止のための適切な措置が執られるよう必要な働き掛けを行うとともに、関係法令に基づいた的確な取締りを実施した。

基本計画	府省庁名	取組
(4) 提供		
○風俗営業の管理者等に対し、管理者講習等を通じて20歳未満の者への酒類提供の禁止の周知を徹底する。	警察庁	○各都道府県警察において、管理者講習を通じて営業者等に対する周知を徹底した。
○風俗営業を営む者等による営業所での20歳未満の者への酒類提供について、指導・取締りの強化を図る。	警察庁	○違法行為については、行政処分等の取締りを実施した。
(5) 少年補導の強化		
○酒類を飲用等した少年の補導を徹底する。	警察庁	○飲酒をした少年の補導を推進するとともに、保護者等連絡を徹底し、その飲酒防止を図った。

3. 健康診断及び保健指導

(目標)

地域及び職域におけるアルコール健康障害予防のための体制の整備、専門医療機関等との連携の強化を目標として、以下の施策を講じる。

基本計画	府省庁名	取組
(1) アルコール健康障害の早期発見・早期介入の推進		
○アルコール健康障害の早期発見・早期介入の取組を推進するため、飲酒ガイドラインに、高血圧や男性の食道がん、女性の出血性脳卒中などは、少量でも発症リスクが上がる等の結果を示した研究がある旨が記載されていることなどを踏まえ、健康診断や保健指導において、アルコール健康障害に関する正しい知識の周知・啓発を推進する。また、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」（令和6年4月）により、特定健診で肝機能障害を認めた場合の対応方法（「肝機能検査に関するフィードバック文例集」を活用した保健指導や受診勧奨の実施）や、アルコール健康障害に早期に介入するための手法（ブリーフインターベンション及び専門医療機関への受診推奨の実施等）の普及を図る。	厚生労働省	○令和6年4月に「標準的な健診・保健指導プログラム」を改定し、「生活習慣病のリスクを高める飲酒」に該当する可能性がある者の把握方法やアルコールのリスクに着目した保健指導等について、記載内容の充実を図った。同プログラムを関係者に広く周知することにより、健康診断等においてアルコール健康障害を早期に発見するために必要となる知識や、アルコール健康障害への早期介入の手法、アルコールのリスクに着目した保健指導等の普及を図っている。（健康課） ○依存症対策地域支援事業において、都道府県等における「地域連携による依存症早期発見・早期対応、継続支援モデル事業」によるSBIRTSを活用した多機関連携を支援するとともに、「都道府県等依存症専門医療機関・相談員等全国会議」（令和8年2月13日開催）において同事業の活動状況を共有を支援することで、スクリーニングテストや多機関連携等の普及を図った。 ○依存症民間団体支援事業を通じて、「SBIRTS普及促進事業」を行う民間団体を支援することで、依存症の早期発見・早期治療につなげること、専門医療機関への受診推奨の実施などの普及を図った。
(2) 地域における対応の促進		
○アルコール依存症をはじめアルコール健康障害が疑われる者に対して、減酒や断酒に向けた支援を行うため、精神保健福祉センターや保健所、専門医療機関、自助グループ等の連携体制づくりを進める。	厚生労働省	○依存症対策地域支援事業により、都道府県等における「地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業」を実施した。また、同じく依存症対策地域支援事業内の「連携会議運営事業」を通じ、関係機関の連携を促進するための会議の開催等を支援した。 ・地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続モデル事業 全国での実施状況：8自治体の14箇所（令和7年度） ・連携会議運営事業（アルコール依存症を含めた事業の実施に限る）全国での実施状況：57自治体（令和7年度）
○地方公共団体等において、保健師等、アルコール健康障害対策担当者に対し、アルコール健康障害の基礎知識や最新の動向・調査研究の成果等を提供し、健康の保持・増進のために必要な保健事業を行うための講習会を実施する。	厚生労働省	○たばこ・アルコール対策担当者講習会を開催し、地方公共団体等のアルコール健康障害対策担当者に対してアルコール健康障害の基礎知識や最新の動向等について講習を実施してきており、令和8年度にも開催を予定している。

基本計画	府省庁名	取組
(3) 職域における対応の促進		
○医療機関と産業保健スタッフの連携強化を図る。また、アルコール健康問題に関する産業保健スタッフ等への研修や人事労務担当者等を対象とした事業者向けセミナーを通じて、飲酒ガイドラインや、専門医療機関、自助グループ等の取組の認知向上を図り、職域において健康に資する取組を促進する。	厚生労働省	○アルコール健康問題に関する産業保健スタッフ等への研修や人事労務担当者等を対象とした事業者向けセミナーを通じて左記事項の周知を図るため、資料の検討を進めている。
○職域での不適切な飲酒をなくすため、事業者に対し、望ましい対応（アルコールチェックに反応するなど飲酒傾向が強い者に対するアルコール教育、減酒のサポート、受診の勧奨等）を周知するなど、産業保健部門と安全管理部門の双方向の連携を図る。特に、アルコールチェックが義務付けられている事業者は、その適切な実施に加え、乗務員に対してアルコール依存症のリスクを正しく周知するとともに、必要に応じて医療機関への受診の促進に努める。	厚生労働省	○職域での不適切な飲酒をなくすため、職域で活用可能な資材の作成について準備を進めた。令和8年度中にHP等で公開し、広く企業等に周知する予定。
	警察庁	○関係機関・団体等と連携して地域・職域等における飲酒運転根絶への取組を推進するとともに、安全運転管理者等に対する講習の機会等を通じ、アルコールと健康等についての周知を図った。
	国土交通省	○各運輸モード（鉄道、自動車、海事、航空）において、保安監査等の機会を捉え、啓発資料を活用してアルコール依存症リスク等を必要に応じ周知した。 （参考）啓発資料の一例 ・自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/data/drunck_driving_prevention_manual.pdf ・酒気帯び操船防止のガイダンス https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001339275.pdf
(4) アルコール健康障害に関する調査研究		
○飲酒が健康に及ぼす影響やアルコール健康被害を予防するための早期介入手法及び不適切量の飲酒の実態把握等に関して、調査研究を行う。	厚生労働省	○依存症に関する調査研究事業にて、令和8年度に「SBIRTS推進のための、一般医療機関におけるAUDIT導入の効果検証」（実施主体：国立大学法人筑波大学）を実施し、早期介入手法の実態把握に資する研究を実施した。 ○計画期間内に不適切量の飲酒の実態把握等に関する調査を実施予定。

4. アルコール健康障害に係る医療の充実等

(目標)

アルコール依存症をはじめとするアルコール健康障害の当事者が、その居住する地域にかかわらず、質の高い医療を受けられるよう、専門医療機関を整備するとともに、かかりつけ医や一般の精神科医療機関など地域の医療機関が連携し、各地域における医療連携の推進を図ることを目標として、以下の施策を実施する。

基本計画	府省庁名	取組
(1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上		
○治療が必要な方が適切な医療につながり、その居住する地域にかかわらず質の高い医療を必要ときに受けられるよう、都道府県等において、アルコール健康障害に対応できる専門医療機関を例えば2次医療圏単位で整備するなど、地域の実情に応じた取組を進める。	厚生労働省	<p>○依存症対策全国センター（国立病院機構久里浜医療センター）における専門研修の実施（アルコール依存症臨床医等研修、アルコール依存症集団療法研修）、及び、都道府県等における依存症対策地域支援事業を活用した医療従事者対象の研修（依存症医療研修）の実施により、専門医療機関及びそれ以外の医療機関従事者の専門性の向上を図るとともに、専門医療機関の量的質的拡充を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度 アルコール依存症臨床医等研修修了証発行者数：331人、アルコール依存症集団療法研修修了証発行者数：88人 ※いずれも職種問わず依存症医療研修 全国での実施状況：実施自治体数40自治体、実施回数117回、研修参加者数：4181人 <ul style="list-style-type: none"> ※ アルコールを含む研修を集計した結果。なお、都道府県と指定都市等が合同開催している自治体については、重複は排除して計上。 ※ 参加者数については延べ人数 <p>○都道府県等において、依存症対策地域支援事業の活用により、専門医療機関の整備を推進した。また、厚生労働省は、都道府県等における複数の専門医療機関等の整備について、障害保健福祉関係主管課長会議（令和8年3月26日開催）で要請し、専門医療機関の量的拡充を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年9月末 専門医療機関の整備状況：62自治体／67自治体（内、複数の専門医療機関を整備している自治体数：58自治体） <ul style="list-style-type: none"> ※ なお、未設置の5自治体は全て政令市であるが、当該政令市が属する県では、県全域を対象地域として専門医療機関を選定している。
○今後作成する手引を活用し、かかりつけ医、地域の内科・精神科、救急等と専門医療機関との連携を進め、より身近な場所で、アルコール健康障害の適切な治療を受けられる医療提供体制の構築を促進する。	厚生労働省	<p>○依存症に関する調査研究事業において、令和8年度に「医療連携手引き（マニュアル）作成事業」（実施主体：国立大学法人筑波大学）を実施し、連携のための手引き作成に向けた検討を開始した。今後、作成した手引きを活用し、かかりつけ医、地域の内科・精神科、救急等と専門医療機関との連携を進める予定。</p>
○アルコール健康障害の早期発見、早期介入のため、飲酒ガイドラインや手引などを用いた研修を医療従事者に対して実施し、重症度に応じた専門的な治療やリハビリテーションに関わる人材育成を図る。研修の実施に当たっては、アルコール健康障害の自助グループやソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）とも連携する。なお、受講者の利便性の観点などから、オンデマンドによる開催について検討を進める。	厚生労働省	<p>○依存症対策全国センターにおいて、依存症の治療等に係る指導者養成事業として、「依存症治療指導者養成研修」を実施した。研究の実施に当たっては、自助グループやソーシャルワーカーとも連携した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度研修修了証発行者数：54人(アルコール依存症関連研修に限る。) ※ 令和8年度より受講者の利便性の観点から、オンデマンドによる開催を実施。 <p>○依存症対策地域支援事業（依存症支援者研修事業）により、都道府県等における依存症医療研修（精神科医療機関や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者を対象）の実施を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度 全国での実施状況：実施自治体数40自治体、実施回数117回、研修参加者数：4181人 オンデマンド対応自治体数10自治体 <ul style="list-style-type: none"> ※ アルコールを含む研修を集計した結果。なお、都道府県と指定都市等が合同開催している自治体については、重複は排除して計上。 ※ 参加者数については延べ人数
○臨床研修において経験が求められる疾患・病態の中にアルコール依存症が含まれており、当該研修を推進していく中でアルコール依存症への適切な診療能力を持った医師の育成を図る。	厚生労働省	<p>○令和2年度以降、臨床研修医が経験する症例としてアルコール等依存症等を位置付けた「臨床研修指導ガイドライン」に基づいた臨床研修を実施している。</p>

基本計画	府省庁名	取組
○各都道府県におけるアルコール健康障害に係る治療、普及啓発及び人材育成の中心となる拠点医療機関の整備を促進する。	厚生労働省	<p>○依存症対策全国センターにおける専門研修の実施（アルコール依存症臨床医等研修、アルコール依存症集団療法研修）、及び、都道府県等における依存症対策地域支援事業を活用した医療従事者対象の研修（依存症医療研修）の実施により、医療機関従事者の専門性の向上を図るとともに、治療拠点の事業について支援した。</p> <p>・令和7年度 アルコール依存症臨床医等研修修了証発行者数：331人、アルコール依存症集団療法研修修了証発行者数：88人 ※いずれも職種問わず</p> <p>依存症医療研修 全国での実施状況：実施自治体数40自治体、実施回数117回、研修参加者数：4181人</p> <p>※ アルコールを含む研修を集計した結果。なお、都道府県と指定都市等が合同開催している自治体については、重複は排除して計上。</p> <p>※ 参加者数については延べ人数</p> <p>○依存症対策地域支援事業において、都道府県等における治療拠点機関の整備を促進した。また、都道府県等における複数の治療拠点機関等の整備について、障害保健福祉関係主管課長会議（令和8年3月26日開催、）で要請し、治療拠点の整備を促進した。</p> <p>・令和7年度 治療拠点の整備状況：53自治体／67自治体（内、複数の治療拠点を整備している自治体数：14自治体）</p>
（2）医療連携の推進（内科、救急等の一般医療と専門医療との連携）		
○各地域において、アルコール健康障害の早期発見、早期介入、切れ目のない治療・回復支援を実現するため、内科・救急等の一般医療、一般の精神科医療機関、専門医療機関、相談拠点、自助グループ等の関係機関の連携体制（SBIRTS）の構築を推進する。	厚生労働省	<p>○依存症対策地域支援事業において、都道府県等における、精神科医療機関同士や医療機関と相談機関、自助グループ等の連携体制の構築を推進するため「地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業」の実施を支援した。また、「都道府県等依存症専門医療機関・相談員等全国会議」（令和8年2月13日開催）においてモデル事業の活動報告を行うことで、同事業内で使用されているSBIRTSを活用した多機関連携事業の好事例を共有し、SBIRTSの普及を図った。</p> <p>・地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続モデル事業：8自治体の14箇所において実施（令和7年度）</p> <p>○依存症民間団体支援事業を通じて、「SBIRTS普及促進事業」を行う民間団体を支援することで、依存症の早期発見・早期治療につなげること、専門医療機関への受診勧奨を行うことなどの普及を図り、連携体制構築を推進した。</p> <p>○依存症に関する調査研究事業において、令和8年度に「SBIRTS推進のための、一般医療機関におけるAUDIT導入の効果検証」（実施主体：国立大学法人筑波大学）を実施し、一般医療機関におけるAUDIT実施の障壁を検証、連携体制構築に向けた検討等を開始した。</p>
○保健師やソーシャルワーカー等の職員が、依存症のスクリーニングやカウンセリング、専門医療機関への紹介、自助グループ等へのつなぎを行うことにより、アルコール依存症者の早期発見、早期対応が図られるよう、好事例の収集・周知を行う。	厚生労働省	<p>○都道府県等において、依存症対策地域支援事業の活用により、精神科医療機関同士や医療機関と相談機関、自助グループ等の連携体制の構築を推進するため「依存症対策地域支援事業により、都道府県等における「地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業」の実施を推進した。また、同じく依存症対策地域支援事業内の「連携会議運営事業」を通じ、関係機関の連携を促進するための会議の開催等を支援した。さらに、「都道府県等依存症専門医療機関・相談員等全国大会」（令和8年2月13日開催）においてモデル事業活動報告することで、好事例の周知を行った。</p> <p>・令和7年度 地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続モデル事業 全国での実施状況：8自治体の14箇所</p> <p>連携会議運営事業（アルコール依存症を含めた事業の実施に限る）全国での実施状況：57自治体において実施</p> <p>※ 都道府県と指定都市等が合同開催している自治体については、重複は排除して計上。</p> <p>○依存症に関する調査研究事業において、令和8年度に「アルコール問題をもつ人の家族への支援にかかる好事例等を活用した相談支援ガイドラインの作成」（実施主体：国立病院機構久里浜医療センター）を実施した。アルコール問題を抱える人の家族が、より円滑に相談支援や治療等に結びつくよう、保健師、ソーシャルワーカー等の家族支援に携わる支援者を対象とした相談支援ガイドラインの内容及び支援の指針等に関する検討を開始した。</p>
○内科、産婦人科等の地域の医療従事者に対し、アルコール依存症、生活習慣病リスクや、女性の飲酒に伴う特有の健康影響等のアルコール健康障害に関する知識、家族への支援や自助グループ等との連携の重要性についての理解を促進するため、手引や飲酒ガイドラインを周知する。	厚生労働省	<p>○「都道府県等依存症専門医療機関・相談員等全国会議（令和8年2月13日実施）」において、内科等の医師、看護師等の医療従事者に対する研修で「女性の飲酒に伴う特有の健康影響」についての講義内容が盛り込まれるよう、関係機関等と連携していただくよう依頼した。</p> <p>○依存症に関する調査研究事業において、令和8年度に「医療連携手引き（マニュアル）作成事業」（実施主体：国立大学法人筑波大学）を実施し、連携のための手引き作成に向けた検討を開始した。</p> <p>○「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」の紹介動画の公表と併せて、改めて医療従事者にも周知する予定。</p>

基本計画	府省庁名	取組
<p>○例えば、かかりつけ医と精神科医との連携の促進など、アルコール健康障害に係る医療の充実に向けて、診療報酬の在り方の検討に資するよう、そのコストと有用性に係る知見の集積を進める。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○令和８年４月20日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡において、「こころの連携指導料（Ⅰ）」の対象にアルコール使用障害スクリーニング尺度（AUDIT）及びAUDIT-Cが含まれることを示した。これにより、アルコール健康障害に係る診療において、かかりつけ医と精神科医との連携を後押しする環境整備を図った。</p> <p>○依存症に関する調査研究事業にて、令和８年度に「SBIRTS推進のための、一般医療機関におけるAUDIT導入の効果検証」（実施主体：国立大学法人筑波大学）を実施し、一般医療機関におけるAUDIT実施の障壁を検証、連携体制構築に向けた検討等を開始した。</p>

基本計画	府省庁名	取組
(3) 医療の充実に資する研究の推進		
○アルコール依存症に対する治療法の研究などのアルコール健康障害の医療に関する研究を進める。	厚生労働省	○依存症に関する調査研究事業において、令和7年度から令和8年度に「アルコール依存症に対する新規薬物療法についての調査」（実施主体：国立病院機構久里浜医療センター）を実施し、アルコール依存症の治療に有効性がある可能性のある薬剤を調査した。
(4) アルコール依存症の当事者及びその家族に対する支援		
○アルコール依存症当事者やその家族に対する地域での相談支援を充実させるため、ガイドライン等を作成し、専門医療機関等に対して幅広く周知する。	厚生労働省	○依存症に関する調査研究事業において、令和8年度に「アルコール問題をもつ人の家族への支援にかかる好事例等を活用した相談支援ガイドラインの作成」（実施主体：国立病院機構久里浜医療センター）を実施し、アルコール問題を抱える人の家族が、より円滑に相談支援や治療等に結びつくよう、家族支援に携わる支援者を対象とした相談支援ガイドラインの内容及び支援の指針等に関する検討を開始した。
○専門医療機関において、手引を活用し、自助グループの機能や効果を伝えることなどにより、アルコール依存症当事者やその家族が自助グループへつながるよう取組を推進する。	厚生労働省	○依存症に関する調査研究事業において、令和8年度に「医療連携手引き（マニュアル）作成事業」（実施主体：国立大学法人筑波大学）を実施し、連携のための手引き作成に向けた検討を開始した。作成した手引を活用し、アルコール依存症当事者やその家族が自助グループにつながるよう取組を推進する予定。

5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

(目標)

飲酒運転等をした者やその家族について、精神保健福祉センターや保健所等を中心とした地域の関係機関の連携により、適切な支援につなぐ体制を構築することを目標として、以下の施策を実施する。

基本計画	府省庁名	取組
(1) 飲酒運転をした者に対する指導等		
○飲酒運転をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の実情に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心として地域の関係機関が連携し、当該飲酒運転をした者を、アルコール関連問題の相談や自助グループ等の行う断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療につなぐための取組を推進する。また、飲酒運転をした者の家族についても、その求めに応じ同様の取組を推進する。	警察庁	○飲酒運転をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、精神保健福祉センターや保健所等の地域の関係機関を教示するなどし、同関係機関等が行う相談業務やアルコール依存症等の専門医療機関の紹介業務につなげ取組を推進した。
	厚生労働省	○飲酒運転をした者が支援や治療を受けられる体制作りとして、依存症対策地域支援事業により、都道府県等における以下の取組を支援 ・地域における依存症に関する情報や課題を共有するため、「連携会議運営事業」を通じ、定期的に行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関同士の連携を促進するための会議の開催 ・ 令和7年度：57自治体（アルコール依存症を含めた事業の実施に限る） ※ 都道府県と指定都市等が合同開催している自治体については、重複は排除して計上。 ○都道府県等において、依存症対策地域支援事業の活用により、地域連携体制の構築を推進するため、「地域連携による依存症早期発見・早期対応、継続支援モデル事業」の実施を支援した。 （地域連携による依存症早期発見・早期対応、継続支援モデル事業：8自治体の14箇所において実施（令和7年度）） ○地域生活支援促進事業の「アルコール関連問題・薬物依存症・ギャンブル等依存症の問題に取り組む民間団体支援事業」を通じて依存症患者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に地域で取り組む民間団体の活動を支援したほか、依存症民間団体支援事業を通じて、全国規模で活動する民間団体の活動を支援した。 （アルコール関連問題・薬物依存症・ギャンブル等依存症の問題に取り組む民間団体支援事業：41自治体において実施（令和7年度：アルコール関連問題に取り組む民間団体に限る）） （依存症民間団体支援事業：11団体において実施（令和7年度：アルコール依存症を含む支援を実施している団体））
○飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療機関リストの提供や、自助グループの活用等により、アルコール依存症のおそれのある者が医療機関等における治療や相談を受けにいっきかけとなるよう取組を行う。また、アルコール依存症が疑われる者の割合や、飲酒運転が生じた背景等の調査結果を踏まえるなどし、受講者自身の気付きのきっかけとなるように講習の内容等の見直しを進める。	警察庁	○飲酒運転違反者に対する停止処分者講習（飲酒学級）及び飲酒取消講習において、アルコールスクリーニングテストやブリーフ・インターベンションなどを実施し、飲酒行動改善を促した。 ※停止処分者講習（飲酒学級）受講者：3,380人、飲酒取消講習受講者10,443人(令和7年中) ○飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療機関リストの提供や、自助グループの活用等により、アルコール依存症のおそれのある者が医療機関等における治療や相談や治療を受けに行きかけとなるよう取り組んだ。
	厚生労働省	○依存症に関する調査研究事業において、令和7年度に「飲酒取消講習受講者におけるアルコール関連問題に関する調査」（実施主体：国立病院機構久里浜医療センター）において、アルコール依存症が疑われる者の割合や、飲酒運転が生じた背景等の調査をまとめた。
○飲酒運転による受刑者や保護観察対象者等に対しては、刑事施設や保護観察所における指導等を行う際に、社会内での相談機関の紹介や自助グループ等の支援活動、医療機関等の専門治療につなげる取組を引き続き推進するほか、刑事施設において飲酒運転による受刑者に対するアルコール依存回復プログラムの実施施設を拡大したことを踏まえ、刑事施設や保護観察所における指導の充実について検討する。	法務省	○刑事施設においては、飲酒運転事犯者等に対し、アルコール依存回復プログラム等を実施しているところ（令和6年度：605名）、同プログラムに社会内での相談機関の紹介、自助グループの活動内容及び参加することの利点等について学習する単元を設けて指導を行った。また、民間自助グループ等のスタッフを講師として招へいし、同プログラムにおけるグループワークを実施し、社会内支援に関する知識・理解を深めた。 ○保護観察所においては、飲酒運転防止プログラムを実施しているところ（令和7年：183名）、アルコール問題の相談や治療を行う機関・団体等を紹介する単元を設けて指導を行った。また、新たに拡大したアルコール依存回復プログラムの実施施設も含め、刑事施設における同プログラムの指導実施結果等を引き継ぎ、刑事施設内・社会内で一貫性のある指導を実施した。

基本計画	府省庁名	取組
○飲酒運転をした者について、年齢層等の分析を行い、その結果を積極的に広報する。	警察庁	○飲酒運転の検挙状況や飲酒運転による交通事故の発生状況等について、発生時間・場所、運転者の年齢層、運行目的等について分析を行い、都道府県警察のウェブサイトで公表するなど、積極的な広報に努めた。 【参考：飲酒運転による交通事故件数（うち死亡事故件数）】 【R2】2,522件（159件）【R3】2,198件（152件）【R4】2,167件（120件）【R5】2,346件（112件）【R6】2,346件（140件）【R7】2,283件（125件）
○飲酒運転の根絶に向け、交通安全教育等の機会や都道府県警察のウェブサイトにおいて、アルコール依存症のスクリーニングテスト等について、積極的に広報を行うことで、アルコール依存症のおそれのある者やその家族の気付きのきっかけとなるような取組を進める。	警察庁	○交通安全教育等の機会や都道府県警察のウェブサイトにおいて、アルコール依存症のスクリーニングテスト等を紹介・掲載するほか、地域の実情に応じ、警察署等の窓口に、アルコール依存症等の健康障害に関するパンフレットや、アルコール健康障害に関する地域の関係機関又は自助グループ等のパンフレット等を配置するなど、飲酒運転等のアルコール関連問題の当事者やその家族等がそれらの情報を容易に知り得る状態に努めた。
○地域における飲酒運転防止条例の制定状況などを含めた最新の取組事例を収集・周知する。	厚生労働省	○地域における飲酒運転防止条例の制定状況などを含めた最新の取組事例の収集について、今後調査することを検討中。
○飲酒運転をした者について、その頻度や動機、アルコール使用障害が疑われる者の割合、医療機関の受診経験等の実態を把握するための調査を実施する。	厚生労働省	○依存症に関する調査研究事業において、令和7年度に「飲酒取消講習受講者におけるアルコール関連問題に関する調査」（実施主体：国立病院機構久里浜医療センター）において、アルコール依存症が疑われる者の割合や、飲酒運転が生じた背景等の調査をまとめた。
（２）暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する支援		
○暴力・虐待、酩酊による事故又は自殺未遂等をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の実情に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心として地域の関係機関が連携し、当該暴力・虐待等を行った者及び当事者のこども・きょうだい（ヤングケアラーを含む。）や配偶者、親などの家族等を、アルコール関連問題の相談や自助グループ等の行う断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療につなぐための取組を推進する。	厚生労働省	○依存症対策地域支援事業により、都道府県等における「地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業の実施」の実施を推進した。また、同事業内の「連携会議運営事業」を通じ、関係機関の連携を促進するための会議の開催等を支援した。 ・地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続モデル事業 全国の実施状況：8自治体の14箇所（令和7年度） ・連携会議運営事業（アルコール依存症を含めた事業の実施に限る）全国の実施状況：57自治体において実施（令和7年度） ○「アルコール健康障害対策における各地域の包括的な連携協力体制の推進について」（令和8年6月30日付け事務連絡）において、アルコール健康障害対策部門だけではなく、児童福祉部門や女性支援部門、配偶者暴力相談支援部門、教育部門などの関係機関と連携体制を構築し、アルコール健康障害対策に取り組むよう、関係省庁連名で地方自治体宛に事務連絡を行った。また、令和8年度 全国児童福祉主管課長会議・児童相談所長会議（令和8年9月10日開催）において、アルコール健康障害対策部門との連携について依頼した。
	警察庁	○暴力・虐待、酩酊による事故又は自殺未遂等をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、必要に応じて医療機関等の関係機関と連携して対応したほか、警察において保護した酩酊者がアルコールの慢性中毒者又はその疑いのある者であると認めた場合は、酩酊者規制法第7条に基づき、保健所長に通報を行った。
	こども家庭庁	○「こども虐待対応の手引き」（令和7年12月改訂版）において、アルコール依存症などの問題を抱える保護者等に対する対応方法等について盛り込み、児童相談所の職員やこども家庭センターの職員等に対して周知した。 ○ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチームにおいて、「ヤングケアラー支援プラン」を令和8年7月に策定した。このプランに基づき、福祉、介護、医療、就労、教育の各関係機関における連携を強化する。
○アルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることに鑑み、アルコール依存症が疑われる者について、地域の関係機関が連携の上、必要に応じて精神科医療につなげるとともに、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）に基づき、その背景にある社会的・経済的要因の視点を踏まえつつ、精神科医療、保健、福祉等の各施策の運動性を高め、包括的な対応を推進する。 また、自殺・うつ・アルコール問題の相互の関連性を踏まえ、相談機関の連携体制の整備、総合的な相談対応ができる人材養成、自殺予防の啓発や、飲酒後の自殺未遂者の再度の自殺企図の防止等の対策を推進する。	厚生労働省	○地域自殺対策強化交付金により、都道府県及び市町村において、自殺及びアルコール依存症の背景にある共通の社会的・経済的要因の視点を踏まえつつ、自殺関連問題に関する相談機関の対応において依存症の相談もできる人材の養成、自殺予防の啓発における依存症に関する内容も含めた啓発が実施された。

基本計画	府省庁名	取組
○地域における連携の推進に資するため、先進的な取組事例を収集・周知する。	厚生労働省	○いのち支える自殺対策推進センターにおいて、地域自殺対策政策パッケージを活用して、自殺・うつ・アルコール問題に連携した対策の具体的な先進事例を紹介し、先進的な取組の活用方法を示した。 ○依存症対策地域支援事業により、都道府県等における「地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業の実施」の実施を推進した。 ・地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続モデル事業 全国の実施状況：8自治体の14箇所（令和7年度）

(目標)

地域において、相談、治療、回復支援に関係する機関等の連携の促進等により、アルコール関連問題を有する者とその家族が適切な相談支援を確実に受けられる体制を強化することを目標として、以下の施策を実施する。

(1) 関係機関と連携した相談支援の推進		
基本計画	府省庁名	取組
<p>○アルコール健康障害の当事者やその家族が地域の相談支援にアクセスしやすいように、都道府県等において、精神保健福祉センターや保健所等を中心とした相談拠点を広く分かりやすく周知する。</p>	厚生労働省	<p>○厚生労働省は、依存症対策地域支援事業の「依存症地域支援体制推進事業」により、都道府県・政令指定都市に対する支援を通じてアルコール健康障害に関する相談拠点の設置を推進した。令和3年9月末時点で全都道府県・政令市に設置された。</p> <p>※相談拠点：全都道府県・政令市で設置（令和3年9月末時点）</p> <p>※精神保健福祉センター及び保健所での相談件数：令和6年度18,516件</p> <p>○依存症対策全国センターのホームページで、全国の相談拠点の場所や相談内容についてマップ等を活用した情報提供を実施している。多職種の専門家、当事者・家族及び医療機関を対象にヒアリングを実施しながら、令和8年度中にホームページを改修し、利便性を向上させる予定。</p> <p>また、厚生労働省ホームページにおいても、上記依存症対策全国センターのホームページリンクを掲載するなど、幅広く周知している。</p> <p>○アルコール関連問題啓発週間や「依存症の理解を深めるための普及啓発イベント」「依存症を理解するためのリーフレット」を通して、精神保健福祉センター等への相談拠点の情報や相談することの重要性を周知した。</p> <p>○都道府県等において、依存症対策地域支援事業（普及啓発・情報提供事業）の活用により、普及啓発の取組を行った。（令和7年度68自治体実施（アルコールを含む普及啓発を集計））</p>
<p>○こども・きょうだい（ヤングケアラーを含む。）、配偶者、親など、当事者の家族が抱える課題の解決に向けた支援がなされるよう、都道府県等において、精神保健福祉センターや保健所等と、児童福祉部門や女性支援部門、配偶者暴力相談支援部門、教育部門等の関係機関との連携を強化する。</p>	厚生労働省	<p>○「アルコール健康障害対策における各地域の包括的な連携協力体制の推進について」（令和8年6月30日付け事務連絡）において、アルコール健康障害対策部門だけではなく、児童福祉部門や女性支援部門、配偶者暴力相談支援部門、教育部門などの関係機関と連携体制を構築し、アルコール健康障害対策に取り組むよう、関係省庁連名で地方自治体宛に事務連絡を行った。また、令和8年度 全国児童福祉主管課長会議・児童相談所長会議（令和8年9月10日開催）において、アルコール健康障害対策部門との連携について依頼した。</p>
	こども家庭庁	<p>○「こども虐待対応の手引き」（令和7年12月改訂版）において、アルコール依存症などの問題を抱える保護者等に対する対応方法等について盛り込み、児童相談所の職員やこども家庭センターの職員等に対して周知した。</p> <p>○ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチームにおいて、「ヤングケアラー支援プラン」を令和8年7月に策定した。このプランに基づき、福祉、介護、医療、就労、教育の各関係機関における連携を強化する。</p>
	内閣府、こども家庭庁、文部科学省	<p>○「アルコール健康障害対策における各地域の包括的な連携協力体制の推進について」（令和8年6月30日付け事務連絡）を発出し周知した。</p>

基本計画	府省庁名	取組
<p>○アルコール健康障害の当事者及びその家族について、相談から治療、回復支援まで円滑につなげることができるように、都道府県等において、定期的な連携会議の開催等を通じて、地域の行政（アルコール健康障害対策部門だけではなく、児童福祉部門や女性支援部門、配偶者暴力相談支援部門、教育部門等を含む。）・医療機関・自助グループ・回復支援施設等のアルコール関連問題の関係機関における連携体制を構築し、よりきめ細かな地域単位での顔の見える関係づくりに取り組む。</p>	厚生労働省	<p>○「アルコール健康障害対策における各地域の包括的な連携協力体制の推進について」（令和８年６月30日付け事務連絡）において、アルコール健康障害対策部門だけではなく、児童福祉部門や女性支援部門、配偶者暴力相談支援部門、教育部門などの関係機関と連携体制を構築し、アルコール健康障害対策に取り組むよう、関係省庁連名で地方自治体宛に事務連絡を行った。また、令和8年度 全国児童福祉主管課長会議・児童相談所長会議（令和８年９月10日開催）において、アルコール健康障害対策部門との連携について依頼した。</p>
	内閣府、こども家庭庁、文部科学省	<p>○「アルコール健康障害対策における各地域の包括的な連携協力体制の推進について」（令和８年６月30日付け事務連絡）を発出し周知した。</p>
<p>○各地域の依存症治療拠点機関、精神保健福祉センター等において、保健所、福祉事務所及び地域包括支援センター等のアルコール関連問題に関する関係機関に対し、相談支援の従事者等の研修、実地指導、啓発等を行うことにより、連携体制の強化を図り、アルコール健康障害の当事者及びその家族への支援に向けた取組を推進する。</p> <p>また、潜在的にアルコール健康障害を有する者やその家族等に対応する機会がある地域生活支援の従事者や児童相談所職員、こども家庭センター職員、女性相談支援センター職員、配偶者暴力相談支援センター職員、教育部門職員等に対して、アルコール健康障害の特性を踏まえた支援の研修を推進する。国においては、これらの取組の実施に向けた支援を行う。</p>	厚生労働省	<p>○依存症対策地域支援事業において、都道府県等における、相談支援の従事者を対象とした「依存症相談対応研修」や地域生活支援の従事者を対象とした「地域生活支援研修」の実施を支援し、アルコール健康障害の当事者及びその家族への支援に向けた取組を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症相談対応研修（アルコール依存症に係る研修の実施件数を集計） 実施自治体数：42自治体、実施回数89回、研修参加者7807人（令和７年度） ・地域生活支援研修（アルコール依存症に係る研修の実施件数を集計） 実施自治体数：22自治体、実施回数79回、研修参加者数3006人（令和７年度） <p>○依存症対策全国センター（国立病院機構久里浜医療センター）における、相談支援の従事者を対象とした「依存症相談対応指導者養成研修」や地域生活支援の従事者を対象とした「地域生活支援指導者等養成研修」の実施を支援し、アルコール健康障害の当事者及びその家族への支援に向けた取組を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症相談対応指導者養成研修（アルコール依存症研修に限る）参加者数：52人（令和７年度） ・地域生活支援指導者等養成研修（アルコール依存症研修に限る）参加者数：65人（令和７年度） <p>○生活困窮者自立相談支援員や福祉事務所のケースワーカー等を対象とした研修に、依存症に関する講義を盛り込み、アルコール依存症を有する者等に対応する機会がある従事者の対応力の向上を図った。（社会）</p> <p>○女性相談支援センター職員等を対象とした研修において、依存症に関する講義を盛り込み、当事者理解と相談支援の対応力の強化を図った。（社会）</p> <p>○ハローワークの精神・発達障害者雇用サポーター等を対象した研修に、依存症に関する講義を盛り込み、アルコール依存症を有する者等に対応する機会がある従事者の対応力の向上を図った。（安定）</p>
	こども家庭庁	<p>○「こども虐待対応の手引き」（令和６年４月22日付けこ支虚第207号）において、アルコール依存症などの問題を抱える保護者等に対する対応方法等について盛り込み、児童相談所の職員やこども家庭センターの職員等に対して周知している。</p>
	内閣府、こども家庭庁、文部科学省	<p>○「アルコール健康障害対策における各地域の包括的な連携協力体制の推進について」（令和８年６月30日付け事務連絡）を発出し周知した。</p>
<p>○アルコール関連問題の解決に向けては、アルコール依存症当事者のみならず、その家族への支援の重要性を踏まえ、精神保健福祉センター及び保健所は、専門医療機関、福祉分野の関係機関及び民間団体と連携しつつ、アルコール依存症当事者や家族を対象とした支援プログラムを積極的に実施、周知する。また、国において、これらの支援プログラムの実施に向けた支援を行う。</p>	厚生労働省	<p>○厚生労働省が依存症対策地域支援事業（治療・回復支援事業及び家族支援事業）により補助を行い、都道府県等において、依存症患者の家族に対し認知行動療法を用いた心理教育プログラムの提供や家族教室を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症の治療・回復支援事業（アルコール依存症を含めた事業を集計） 実施自治体数：27自治体、実施回数581回、参加者2922人（令和７年度） ・依存症患者の家族支援事業（アルコール依存症を含めた事業を集計） 実施自治体数：49自治体、実施回数1048回、参加者数7596人（令和７年度）

基本計画	府省庁名	取組
(2) 相談支援の充実		
○都道府県等においては、保健所による中小企業への普及啓発や出前講座、保健所主催のミーティングの開催等の取組を促進するなど、地域及び職域での様々な場面における相談支援を充実させる。	厚生労働省	○都道府県等においては、依存症対策地域支援事業の「普及啓発・情報提供事業」を活用し、回復支援しやすい社会環境づくりを目的として普及啓発を行うとともに、「依存症の治療・回復支援事業」を通じて様々な集団治療プログラムを実施するなど、地域等での様々な場面に応じた相談支援を行った。
○国において、アルコール依存症当事者やその家族に対する相談支援が地域で包括的に行われるよう、ガイドライン等を作成する。ガイドラインには、家族からの相談を受けるに当たって必要な知識のほか、自助グループ等の支援団体を紹介する、虐待や配偶者暴力が疑われる場合には関係機関につなぐといった対応等についても記載する。また、支援の具体的な事例を収集した上で、ガイドラインに盛り込む。	厚生労働省	○依存症に関する調査研究事業において、令和8年度に「アルコール問題をもつ人の家族への支援にかかる好事例等を活用した相談支援のガイドラインの作成」（実施主体：国立病院機構久里浜医療センター）を実施し、アルコール問題を抱える人の家族が、より円滑に相談支援や治療等に結びつくよう、保健師、ソーシャルワーカー等の家族支援に携わる支援者を対象とした相談支援ガイドラインの内容及び支援の指針等に関する検討を開始した。
○国において、アルコール関連問題を有する者の家族の身体的健康・精神的健康・経済的困難と、当事者のこどもへの影響などの実態について調査を行う。	厚生労働省	○依存症に関する調査研究事業において、令和7年度に「アルコール関連問題をもつ人の家族の実態とニーズに関する調査」（実施主体：国立病院機構久里浜医療センター）を実施し、公表した。

7. 社会復帰の支援

(目標)

アルコール依存症者に対する理解を進め、就労や復職における必要な支援を充実させるとともに、地域における自助グループ、回復支援施設と職域の関係者との情報共有や必要な連携を行うことで円滑な社会復帰を促進することを目標として、以下の施策を実施する。

基本計画	府省庁名	取組
(1) 就労及び復職の支援		
○アルコール依存症の当事者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、アルコール依存症が回復する病気であること等を、職域を含めた社会全体に啓発し、アルコール依存症に対する理解を促す。	厚生労働省	<p>○アルコール関連問題啓発週間に合わせて以下の取組等を実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール関連問題啓発ポスターを作成し、地方自治体の他、関係府省庁協力のもと配布 ※令和8年度アルコール関連問題啓発ポスター配付部数：約2.7万部 ・YouTube動画「こころCafe ～依存症を語りあう夜～」の配信 <p>○アルコール健康障害を含む依存症について啓発事業「依存症の理解を深めるための普及啓発」を展開し以下の取組等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地会場やYouTubeにおいて普及啓発イベントを開催 ※令和7年9月27日 依存症当事者たちと語るトークイベント 依存症の理解を深めよう 回復を応援し、受け入れる社会へ 令和7年11月10日 YouTube動画「こころCafe ～依存症を語りあう夜～」#1 アルコール依存症を語ろう 令和7年11月15日 YouTube動画 THE インタビュー「依存症のリアル」#1 アルコール編 令和8年3月24日 YouTube動画「こころCafe ～依存症を語りあう夜～」#5 依存症と向き合う社会へ 令和8年3月27日 YouTube動画 THE インタビュー「依存症のリアル」#5 若者と依存症編 令和8年7月31日 アエラボcafe “やめたくてもやめられない”はどこからが病気なの？ 他人事ではない依存症と偏見について考えよう 令和8年11月 YouTube動画「こころCafe ～依存症を語りあう夜～」 ・HPやSNSを活用した情報提供 ・インターネット特設サイトでの依存症を理解するためのマンガや動画など情報提供 <p>○依存症対策全国センターHPにおいて、依存症についての理解を深めるための情報を提供 ※令和7年度アクセス件数：676,445人、令和8年度9月末時点：340,699人</p> <p>○依存症対策地域支援事業（普及啓発・情報提供事業）により、都道府県等における普及啓発の実施を支援（令和7年度68自治体実施（アルコールを含む普及啓発を集計））</p>
○アルコール依存症の当事者の休職からの復職・継続就労及び再就職について、偏見なく行われるよう他の疾患同様に職場における理解や支援を促す。また、アルコール依存症者等について早期発見・早期介入を行い、適切な支援につなげられるように、ハローワークの障害者担当者等にアルコール依存症の知識及び対応方法の向上に向けた周知・啓発の取組を実施する。	厚生労働省	<p>○反復・継続して治療が必要となる疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援について、事業主等に対して、治療と仕事の両立支援シンポジウムの開催や全国の産業保健総合支援センターにおける啓発セミナー・研修、事業場への訪問支援等を通じて理解の促進を図った。</p> <p>○地域障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が各都道府県に設置）でのアルコール依存症の回復者を含む精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援）、再就職及び就労継続に向けた支援において、主治医等医療機関との連携のもと、事業主に対して障害特性等の理解促進及び受入体制の整備に関する助言等を行った（令和7年度4,579所）。</p> <p>○ハローワークに配置している精神・発達障害者雇用サポーターが、事業主に対し、アルコール依存症を含む精神障害者の採用及び定着のための課題解決支援を実施するとともに、広く一般労働者を対象とし、精神障害及び発達障害の特性を正しく理解し、職場でこれら障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成するための講座（令和7年度34,242名養成）を実施した。</p> <p>○精神・発達障害者雇用サポーター経験交流会（令和7年10月17日～11月27日の間に計7回実施）を通じて、ハローワークの障害者担当者等に対して、アルコール依存症を含む依存症の知識及び対応方法の向上の取組を実施した。</p>

基本計画	府省庁名	取組
○治療しながら就業を継続するためには、職場の人事担当者、産業保健に携わる専門スタッフ等のサポートが重要であることから、職域における人材の育成・確保に向けた取組を行うとともに、地域の自助グループや回復支援施設等と必要な連携を図りながら、治療と就業の両立の取組を促進する。また、これらの先進的な取組事例について周知する。	厚生労働省	○治療と仕事の両立に向けて、医療機関（主治医）、企業（産業医・人事労務担当）、両立支援コーディネーターの3者によるトライアングル型のサポート体制を構築するために、労働者健康安全機構において、両立支援コーディネーターの養成研修を実施した。 ○全国の産業保健総合支援センターにおいて、事業者に対する啓発セミナーや、産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者に対する専門的研修等を実施した。
（２）アルコール依存症からの回復支援		
○精神保健福祉センター、保健所、市町村においてアルコール依存症等の治療、回復支援に資する社会資源の情報を共有し、相談者が適切な支援につながるよう自助グループ及び回復支援施設を活用する。 また、アルコール依存症者の回復支援に当たっては、その家族への支援や女性及び高齢者特有の問題に配慮した対応が必要であることを周知する。	厚生労働省	○依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に地域で取り組む民間団体や、全国規模で活動する民間団体の活動の支援した。 ・ 依存症民間団体支援事業（全国規模で活動する民間団体への支援事業）実施状況：11団体（Ｒ７年度）※アルコール依存症を含む事業に限る ・ 地域生活生活支援促進事業（地域で活動する民間団体への支援事業）全国実施状況：41自治体（Ｒ７年度）※アルコール依存症を含む事業に限る ○依存症対策地域支援事業において、都道府県等における専門医療機関等と民間団体との連携による依存症患者の継続的な支援を実施した。 ・ 地域連携による依存症早期発見・早期対応、継続支援モデル事業 全国実施状況：8自治体の14箇所（令和７年度） ○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」による補助により、都道府県、指定都市、特別区、保健所設置市において、アルコール依存症者を含む精神障害者のほか精神保健に関する課題を抱えるものが地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めた。

8. 民間団体の活動に対する支援

(目標)

国、地方公共団体において、自助グループや民間団体との連携の推進、自助グループの活動の活性化支援、幅広い周知を目標として、以下の施策を実施する。

基本計画	府省庁名	取組
○地方公共団体において、会場の提供や広報など、自助グループの活動に対する必要な支援とともに、自助グループや家族会の立ち上げの支援を推進する。	厚生労働省	○ 都道府県等において、アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業（地域生活支援促進事業）の活用により、地域で依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に取り組む民間団体等に対して、ミーティング活動への会場提供、リーフレット作成経費などの支援を行った。 ・ 地域生活生活支援促進事業（地域で活動する民間団体への支援事業）全国実施状況：41自治体（R7年度）※アルコール依存症を含む事業に限る
○精神保健福祉センター、保健所等の行政機関が、相談支援における連携を含め、自助グループ及び回復支援施設を地域の社会資源として活用し、関係機関の連携の中で、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たす機会や場所を積極的に提供していく。	厚生労働省	○ 依存症患者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に地域で取り組む民間団体の活動の支援、全国規模で活動する民間団体の活動を支援した。 ・ 依存症民間団体支援事業（全国規模で活動する民間団体への支援事業）実施状況：11団体（R7年度）※アルコール依存症を含む事業に限る ・ 地域生活生活支援促進事業（地域で活動する民間団体への支援事業）全国実施状況：41自治体（R7年度）※アルコール依存症を含む事業に限る ○ 依存症対策地域支援事業において、都道府県等における地域連携体制の構築を推進するため、「地域連携による依存症早期発見・早期対応、継続支援モデル事業」の実施を支援した。 ・ 地域連携による依存症早期発見・早期対応、継続支援モデル事業 全国実施状況：8自治体の14箇所（令和7年度）
○自助グループを利用した回復者の体験談や、回復事例を紹介すること等により、回復支援における自助グループの役割や意義を広く啓発し、社会全体での自助グループに関する認知度を高める。	厚生労働省	○ 依存症の理解を深めるための普及啓発事業において、アルコール依存症の当事者による体験談などの動画を掲載し、自助グループの役割や意義について普及を図った。 ○ 自助グループの役割や自助グループ等支援者を得ることの大切さ等について、依存症を理解するためのマンガ、動画を通して情報提供を行った。
○アルコール関連問題に関する啓発等を推進するに当たって、より効果的な取組を推進するため、自助グループや民間団体との連携を進める。	厚生労働省	○ アルコール関連問題啓発週間の啓発ポスターの作成や依存症の理解を深めるための普及啓発事業の実施に当たって、自助グループや民間団体と連携した。 ○ 啓発等のより効果的な取組を推進するため、依存症の理解を深めるための普及啓発事業の企画委員8名中4名（うち、アルコール関連問題を主に取り扱う民間団体1名）を自助グループや民間団体関係者から選定した。
○国は、依存症者の支援等を行う自助グループ、民間団体、関連の職能団体等の活動の推進や理解の促進に資するよう、その活動状況や課題、効果等についての調査研究を行う。	厚生労働省	○ 依存症に関する調査研究事業において、令和4年度から令和8年度に「ダルク等の当事者団体による依存症回復支援の現状と課題に関する研究」（実施主体：国立精神・神経医療研究センター）を実施し、当事者団体による依存症回復支援の現状等について分析した。（令和7年度調査対象者693名中、アルコール依存169名対象）